

第 9 0 号議案

加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例

加東市生活排水処理施設条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前			改 正 後		
別表第 1 （第 2 条関係）			別表第 1 （第 2 条関係）		
名称	主たる施設の位置	処理区域	名称	主たる施設の位置	処理区域
三草川清流センター	加東市上三草 1 0 番地	上三草、山口、馬瀬の各一部	上鴨川清流センター	加東市上鴨川 4 2 8 番地 1	上鴨川、平木の各一部
上鴨川清流センター	加東市上鴨川 4 2 8	上鴨川、平木の各一	〔略〕	〔略〕	〔略〕

	ター	番地 1	部	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 9 0 号議案 要旨

加東市生活排水処理施設条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

将来に向けて効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的とした下水処理場統合整備事業の実施に当たり、農業集落排水事業により整備した下水道を公共下水道へ接続することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

下水処理場統合に伴い、汚水処理機能を廃止する施設の名称等を削ること。（別表第 1 関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日